

山口市農業・農村重点施策に関する

# 意 見 書

令和7年11月

山 口 市 農 業 委 員 会

私たち農業者は食料の生産に従事するとともに、生産基盤としての農地管理を通じ、農山村の景観保全や地域コミュニティの維持・発展に大きな役割を担っております。この美しい生活空間を維持し、次世代へ継承するために、私たちは営農活動に携わってきたところであります。

しかしながら人口減少社会の到来のもと、担い手不足による農業従事者の減少、遊休農地の増加、有害鳥獣による農作物被害などこれまで問題視されている課題に加えて、生産資材の高騰などにより、農業経営や農山村地域の環境保全が一層困難になっているところです。

こうした中、国においては、令和6年7月に改正された「食料・農業・農村基本法」に基づいて、「食料・農業・農村基本計画」を令和7年4月に閣議決定され、農業の構造転換を集中的に推し進めるとされたところです。

また本市においては、「山口市食料・農業・農村振興プラン」に基づいて、社会情勢の変化や国の動向等を踏まえながら、目指す将来像である「みんなで育む農業・住み続けられる農村」の実現に向けた取組を進められているところです。

農業委員会では、農業委員・農地利用最適化推進委員が地域農業の発展を目指し、農地利用最適化活動を展開しております。これらの活動を通じて得られた実情をお伝えし、今後の施策に反映されるべく、農業・農村重点施策に関する意見書を提言するものです。

私どもも、本市の農業・農村の振興と発展を図るため、意を一つにしてともに山口市農業の発展に尽力してまいる思いでございます。

つきましては、今後の農業施策の立案や予算編成に向け、これらの提言を御考慮いただきますようお願ひいたします。

令和7年11月18日

山口市長 伊藤 和貴 様

山口市農業委員会

会長 安田 敏男



## I 農業者の確保

農業従事者の高齢化と新規就農者の減少、農産物価格の不安定さなどを起因として、農業従事者は近年著しく減少しており、社会問題となっている状況です。こうした中、今後農地などの農業生産基盤を維持・管理していくには圧倒的な人手不足が予測されています。

つきましては、国土の保全・地域コミュニティの維持に大きな役割を果たしている農業者の確保について、早急に以下の事業を強力に推進されたい。

### 1. 小規模・中規模農家の確保と支援

農地などの農業生産基盤の維持・管理をはじめ、地域コミュニティの維持や農山村の振興を図るうえで、小規模・中規模農家の存在は不可欠です。このため、農業生産の基盤を支えている小規模・中規模農家を確保するため、農道や農業用用排水路等の改修に対する支援、園芸作物振興、畜産農家支援といった様々な事業の対象を小規模・中規模農家に広げるなど、これらの事業効果があまねく行き渡るべく支援の拡充を図られたい。

### 2. 農業経営体の確保と支援

農業経営体の役割としては、農地利用の受け皿としての重要性が高まる一方で、農業経営体自身による営農継続に向けた取組が必要となっています。市におかれましては、農業経営体の営農継続に対する支援を充実させるとともに、地域農業維持のためには農業経営体間の連携による営農体制の確立が必要との認識のもと、担い手間の連携深化による補完体制の構築や経営感覚が体得できる機会を提供されるなど、多面的な更なる支援の拡充を図られたい。

### 3. 新たな担い手確保への働きかけ

新規就農者への支援や新規参入企業の誘致については、県やJA等の関係機関と連携の上、適切な役割分担を図られた上で、ありとあらゆる手法により積極的に取り組まれたい。

とりわけ新規就農者への支援については、初期投資を軽減するため、離農者からの農業用機械や施設等の継承や、これらのメンテナンスや改修費用の助成等による支援の拡充を図られたい。

#### 4. 農業者人口の維持・拡大

農業を将来に向けて維持・発展させるためには、既存の農業者はもとより、あらゆる人材を活用して農業基盤を維持・管理していくことが不可欠です。そのために、既存の小規模・中規模農家並びに農業経営体のみならず、新規就農者や半農半Xなどを含む多様な農業者が力を併せて地域の農地を維持するために必要な支援を行われたい。

特に、地域おこし協力隊による地域課題解決への取り組みについては更なる導入を図られ、地域の活性化に役立てられたい。

また女性農業者については、農業の活性化や6次産業化等の推進において活躍されていることから、女性農業者への研修機会の充実や、女性農業者が働きやすい環境づくりに対する支援の拡充を図られたい。

### II 農業経営の安定化

地域の担い手及び労働力が不足している状況下では、農地を継続して維持することが困難であるとともに、厳しい経営状況にある農家においては離農が加速しています。一方、他国においては、農業政策が手厚く保護がされているなど、国土保全の観点からも農家への支援が重要視されているところです。

農地の維持をはかるためには、農家の健全性を保つ必要性が高いことから、市におかれましては農業経営の安定化支援を第一に、以下の対策について総合的に取り組まれたい。

#### 1. 市内の流通促進・消費拡大

地域で生産された農産物が地域内で消費される取り組みは、安全安心な農産物の流通に欠かすことができないばかりでなく、生産者の収入増加と安定的な収入確保をもたらし、消費者と生産者を直接結び付けることにより生産者の生き甲斐づくりにつながります。こうしたことから、今後も学校給食への積極的な供給を図られるとともに、市内の小売店や農産物直売所等を活用しての地元農産物の積極的な販売およびさらなる新規市場の開拓を強化していただきたい。

#### 2. 気候変動に対する対応

近年顕著であります気候変動を起因とした災害や水不足、害虫・暑熱による作物への被害は、かつての農業の様子を一変させるほど大きな影響を及ぼしています。市におかれましては、頻発する災害に対しては、被災した農地や農業用施設の迅速な復旧、収穫量の減少による減

収への補償制度の拡充とともに、耐性種苗の研究・配布を推進されるなど、関係機関一体となっての気候変動への対応を進められたい。

### 3. 高騰する農業経費への対応

農業用資材・肥料・飼料・燃料・電気料等の価格上昇に対する対応については、急激な為替変動による海外産原材料の高騰などの外的要因も一因であり、自助努力だけでは解決できない部分があります。さらに、これら経費が増嵩する一方、生産物販売価格への転嫁はいまだ充分とはいえず、農業経営は非常に苦しい局面に立たされているところです。

市におかれましては、国の物価高騰対策はあるものの、依然としてこれら経費の増嵩が農業者の経営を圧迫していることから、継続しての支援を国に要望されるとともに、市独自の支援を図られたい。

### 4. 農家所得安定のための直接支払制度への理解

食料安全保障の必要性が叫ばれる中、農地を維持し食料を生産する行為は、国の基(もとい)であるとともに、私共が自活するための第一歩であると考えます。市におかれましては、小規模農家も対象として農地保全に効果が期待できることから、農地を維持する取り組みとしての戸別所得補償制度の有用性について、今一度、御認識いただきたい。

## III スマート農業普及への期待

近年導入が進み、営農の効率化・生産性の向上には欠かすことができない先端技術として確立しつつあるスマート農業は、省労力の実現かつ安定的な経営に寄与するものと大きく期待を寄せるものであります。今後も、県や農業関連団体との連携のもと、最良の技術・手法の導入により地域全体に恩恵がいき渡るよう努められたい。

### 1. スマート農業に関する先端技術情報の共有

スマート農業の先端技術が及ぶ範囲は、機械の高度化・自動化のみならず、農家の経営判断に関するものまで大変広く、技術は日々進歩しております。市におかれましては、これら先端技術の普及推進にあたり多くの事例を得られているものと推察いたします。これらの取組に際しましてはメリットデメリットも含めてこれまでに得られた情報を公開されることにより、多くの人がスマート農業の先端技術に接する機

会を提供いただくよう図られたい。

## 2. スマート農業技術の幅広い活用

農地を守る農業者の思いは一つです。私どもは自然の中で働くことを楽しむとともに日々刺激を受けながら営農に臨んでいるところです。市におかれましては、スマート農業技術の普及にあたってはすべての農業者に有用であることを念頭にされつつ、広範にわたって導入・活用されるべく、支援の拡充を図られたい。

## IV 農業インフラを守る

農業用施設は食料生産の要であるとともに、集落の生活排水にもかかわる水路や集落の生活道としても利用される農道等、防災減災や地域の生活環境保全においても極めて大きな役割を果たしています。しかしながら、地域の人口減少等により、これら農業用施設を地域において良好な状態で保つことが困難な状況にあります。

つきましては、食料生産の要である農業インフラを守るために、以下の事業を強力に推進されたい。

### 1. 農業用ため池の安全安心の確保

農業用ため池は営農上必要不可欠な施設ですが、小さい集落にある受益者の少ないため池の中には、改修も容易に進まず危険な状況が放置されているものもあります。そのため、ため池管理者や受益者への注意喚起を促すにとどまらず、積極的に施設の維持管理に関する助言・提案をされるとともに、ため池の改修や廃止に対する支援の拡充を図られたい。

### 2. 農道・農業用用排水路の維持

中山間地域をはじめとして、農業従事者の減少が顕著な現状においては、農道や農業用用排水路をはじめとする農業用施設の維持に大変苦慮しています。特に修繕を要する箇所が多い地域では、既存の補助金の枠組みでは維持費が賄えなくなっている状況です。

地域によっては中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払交付金など政策的な交付金等の活用が見込まれる例もありますが、交付金等の対象から外れている地域も目にしております。つきましては、必要不可欠な農業インフラが、立地条件に左右されることなく手厚く守られるよう、支援の拡充を図られたい。

### 3. 基盤整備事業の推進

山口市では計画的に基盤整備事業が進められているものの、地域によっては狭小もしくは不整形なほ場や未整備の農道・水路等が数多く見受けられます。基盤整備事業は効果的かつ効率的な農作業を可能とし、安定的な農業経営に繋がる方法として欠かせない施策の一つです。つきましては、基盤整備事業について、県等とも連携の上、強力に事業を促進されたい。

## Ⅴ 遊休農地への対策

遊休農地の増加は、将来の地域農業が衰退する要因となり、農山村地域の景観を壊すばかりでなく、生活環境にも大きな影響を及ぼします。そのため、遊休農地の発生防止・解消に向けた効果的な取組が必要となっています。

また、遊休農地化している農地に含まれる、農業生産に向けた様々な努力によってもなお農業上の利用が困難である農地については、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律にもとづき、同法に定める活性化計画を策定することで、放牧や鳥獣緩衝帯等の粗放的な利用に対する取組が可能となっています。

農業委員会においても、これら遊休農地への対策を重要課題の一つと捉え、遊休農地の発生防止・解消に向けた取組を行っておりますが、市におかれましても、土地所有者や耕作者自らが遊休農地の発生防止・解消に取組むことができるよう、以下の事業を強力に推進されたい。

### 1. 遊休農地の発生防止

中山間地域に多く点在する生産条件の不利な農地については、ほ場条件の改善や、農道や農業用用排水路をはじめとする農業用施設の改良・維持について、中山間地域等直接支払交付金制度の充実により支援の拡充を図られたい。

また、高齢化や担い手不足などにより農地の維持管理活動に支障が出ている地域において、遊休農地の発生防止に取り組むことが容易にできるよう、多面的機能支払交付金制度の充実及び手続の簡素化に取り組まれたい。

## 2. 遊休農地の解消

担い手の不在により遊休農地化した農地については、公益財団法人やまぐち農林振興公社が実施する遊休農地解消緊急対策事業の活用等により、遊休農地の解消に取り組むとともに、新たな担い手への結び付けに取り組まれたい。

## VI 有害鳥獣被害の防止

カモやヒヨドリ等の鳥類やイノシシ等の獣類による農産物の有害鳥獣被害は近年増加しており、特に鳥獣種ごとに多様な対策が求められている状況です。こうした被害は営農意欲の低下を招くのみならず、野生動物と人間との距離が近くなることでの突発的な人的被害も懸念されます。

つきましては、有害鳥獣被害の抑制を図るべく、緊急かつ速やかに以下の事業を強力に推進されたい。

### 1. 限定的な個別駆除から面的一斉駆除へ

有害鳥獣害対策は、個別の地域のみでの取組だけではなく、複数の地域や自治体が連携して一斉駆除を行うなど広域的な取組が必要と考えます。また、親子を捕獲するなど多頭数を同時に駆除する取組についても大きな効果が見込まれることから、今後はこうした対策を含めての積極的な事業の展開を図られたい。

### 2. 狩猟者的人材確保

有害鳥獣に対する地域主体の多様な取組への支援を長期的に講じるとともに、狩猟免許取得にかかる助成の拡大や、猟銃保有にかかる負担軽減など多様な支援を行うことで、有害鳥獣害対策に携わる人材の確保・育成を推進されたい。

また、効果的な有害鳥獣対策のためには、対象となる鳥獣種に関する専門知識等が必要となることから、専門知識の習得に励まれるなど、多発する獣害への適切な対応を図られたい。

### 3. 人と獣とのすみ分け

野生動物が本来の生息域である里山から、人の居住域へと生息範囲を広げていることが被害発生の一因となっています。つきましては有害鳥獣の被害防止柵等の整備に対する支援の拡充を図られたい。

また近年、クマをはじめとする有害鳥獣が人の居住域へ出てくるこ

とで、農作物への食害だけでなく、人に危害が及ぶ人身被害が全国的に発生している状況です。人的被害の危険が大きい場合には、改正鳥獣保護管理法により、市長の判断で市街地での銃猟が可能となったところです。こうしたことから、農作物の被害防止にとどまらず、市民の命を守る観点から、部局を横断しての有害鳥獣対策を講じられたい。